

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成29年8月定例会

- 《1 期 日》 平成29年8月30日（水）
開会 午後2時30分
閉会 午後4時15分
- 《2 会 場》 市庁舎6階第4委員会室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長
皆川 準一 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
住石 英治 委員
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長
小川 宏宜 生涯学習部副参事
山田 圭子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
後藤 由美 教育総務課長
青木 真也 生涯学習推進課長
市村 昌子 学務保健室長
仲田 政樹 給食管理室長
大関 克由 青少年センター所長
崎田 浩史 教育総務課主幹
関 正人 教育総務課副主幹（事）教育総務係長
- 《5 議案事項》
議案第1号 鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第2号 鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

議案第3号 鎌ヶ谷市いじめ調査委員会設置要綱の制定について

議案第4号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 平和へのたすきを未来へ、中学生の長崎平和派遣

報告第2号 中学校総合体育大会の結果

報告第3号 土幌町の子どもたち、かまがやにやって来た

報告第4号 6千人が“美”にふれた、市内初の「森本草介展」

報告第5号 9月の行事予定

報告第6号 学校の近況報告について（指導）

報告第7号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長

本日の出席委員は5名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会8月定例会を開会します。

教 育 長

本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「学校教育課学務保健室長」「学校教育課給食管理室長」「青少年センター所長」の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の

規定により認めることとします。

本日の定例会の会議録署名委員については、皆川教育長職務代理者を指名します。

教 育 長 本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項4件」「報告事項7件」です。
よろしく、ご審議の程お願いいたします。

教 育 長 議案第1号の審議に入ります前に、議案第1号「鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、人事案件であります。
よってこの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

議案第1号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

委 員 異議なし

教 育 長 ご異議がございませんので、議案第1号を「非公開」といたします。

《これより非公開》

議案第1号「鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教 育 長 次に、議案第2号「鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について」及び議案第3号「鎌ヶ谷市いじめ調査委員会設置要綱の制定について」を一括して事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 鎌ケ谷市総合教育会議において、教育委員の皆様にご審議いただきました「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」ですが、市長決裁を経て無事策定いたしました。方針についてはお手元に配布しておりますが、内容については、従前からの変更はございません。

この鎌ケ谷市いじめ防止基本方針に基づきまして、本日議案第2号「鎌ケ谷市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について」及び議案第3号「鎌ケ谷市いじめ調査委員会設置要綱の制定について」をご提案させていただきます。

議案第2号についてご説明させていただきます。市いじめ防止基本方針に基づき、鎌ケ谷市いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。本協議会は、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、関係機関との連絡を強化し、情報の共有を図るとともに、いじめの防止対策等について協議することを目的として設置するものでございます。

内容といたしましては、いじめに関する情報の共有等に関すること、いじめの防止等に関する調査研究、いじめの防止等のための対策に関する協議でございます。

構成委員は、市内小中学校、市内小中学校PTA連絡協議会、鎌ケ谷警察署、児童相談所、こども支援課、こども総合相談室、青少年センターから推薦を受けた15人以内で組織するものとします。

なお、本協議会の庶務は、学校教育課指導室において処理をするものといたします。

次に、議案第3号についてご説明させていただきます。こちらにつきましても、市いじめ防止基本方針に基づき設置するものでございます。本委員会は市内小中学校に在籍する児童生徒について、いじめを起因とした重大事態等が万一発生した場合、その調査検証を行うことを目的として設置するものでございます。

会議の開催は原則として、いじめを起因とした重大事態等が発生した場合、その都度招集させていただくものといたしますが、平常時には、本市の学校における実状等をご説明させていただくための会議を開催する予定としております。

構成委員は、医師、弁護士、学識経験者、臨床心理士、その他教育委員会が必要と認める者の7人以内で組織するものとしたします。

いじめに起因する重大事態等に関わる事実関係を速やかに調査するため、調査部会を置くことができるものとしております。

本委員会及び調査部会の庶務は学校教育課指導室において処理をするものとしたします。

二つの設置要綱の制定について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆川委員 いじめ問題対策連絡協議会は定期開催としておりますが、どのくらいの間隔で行いますか。

学校教育課長 年に2回又は3回と考えております。本市のいじめの防止対策として、実態把握のための「いじめ総点検調査」結果についても協議してまいります。

また、いじめの詳細については、年5回開催している市内生徒指導連絡協議会においても、具体的な情報共有を行ってまいります。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんでしょうか。

委 員 異議なし

教 育 長 議案第2号「鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について」及び議案第3号「鎌ヶ谷市いじめ調査委員会設置要綱の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長 次に、議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明をお願いします。

学務保健室長 議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、新たに小学校へ入学する就学予定者に係る新入学学用品費を入学前に支給することができるように改正するものでございます。中学校の入学準備学用品費につきましては、平成28年12月の教育委員会定例会でのご審議を経て、平成28年度から入学前の支給をしておりますが、小学校で必要となるランドセルや通学用の靴などの購入費を対象とした就学援助の新入学児童生徒学用品費等に関しましては、現在、入学後に支給をしております。これにつきましても、中学校同様、小学校におきましても、保護者の負担を軽減するため、入学前に支給ができるよう事務取扱要綱の一部を改正しようとするものでございます。

これに伴いまして、一部表現の整合を図るなど文言の整理や関係書式の変更をしております。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございましたでしょうか。

皆川委員 別表第2の備考欄2に「入学準備学用品等の決定の日が入学前年度の2月末日まで」との記載がありますが、詳細を説明してください。

学務保健室長 入学準備学用品等に係る認定の時期、内容についてご説明いたします。改正前は、児童が入学した後に保護者に手続きをしていただきまして、新入学児童生徒学用品費という名目で援助をさせていただいておりました。この場合では、年度当初に認定を受けた方が対象となりますので、4月末までに認定を受けた方が対象となっております。

次に、今回の改正により、入学前に支給するように変更することから、3月10日には保護者に支給を行いたいと考えております。その

ため支給日から逆算いたしますと、2月末までに、認定の決定を受ける必要がございます。

このことから、備考欄に記載のとおり、認定の時期は入学前年度の2月末日までと記載しております。

石川委員 入学準備学用品費と通学用品費との違いを説明してください。

学務保健室長 入学準備学用品費は、支給対象が新1年生となっております。通学用品費は、新1年生を除く2年生以上の学年の方を支給対象としております。

奥村委員 第10条、第11条に返還とありますが、正当に利用されているのかどうか、どのように調査されているのですか。

学務保健室長 第10条については、児童生徒の転学若しくは死亡、又は受給者が対象の該当にならなくなったときを想定しております。転学又は死亡につきましては、住民票の変更が伴いますので市民課の住民基本台帳により確認ができます。

第11条の正当に使用されているかについては、鎌ヶ谷市の場合は基本的に保護者に直接支給しておりません。必ず学校長を通して支給しておりますので、学校の方で援助として必要な集金分を充当する制度としております。また、年度末に各学校から提出される個人支給明細表でも確認しております。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんでしょうか。

委 員 異議なし

教 育 長 議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議決事項を終了します。

【報告事項】

学校教育課長 報告第1号「平和へのたすきを未来へ、中学生の長崎平和派遣」
本市では、平成26年度から市内の中学生を8月9日の長崎市平和祈念式典に派遣する事業を行っております。初年度は台風接近のため派遣できず、平成27年度に初めて生徒を派遣し、今年度は第2回目の派遣となります。派遣を通して、他地域の同世代の仲間との交流を深めながら、平和の尊さについて考え、被爆者の体験を学校の仲間や次世代へ伝えていくことを目的としています。
今回も、市内中学校より代表生徒男女1名ずつ、計10名中学生を長崎に派遣することができました。

学校教育課長 報告第2号「中学校総合体育大会の結果」
全国中学校総合体育大会で、柔道で第二中学校後藤君が優勝、陸上で第二中学校杉山さんが2位となりました。

青少年センター所長 報告第3号「土幌町の子どもたち、かまがやにやって来た」
本市では、平成13年度から隔年で北海道士幌町立上居辺小学校5・6年生を鎌ヶ谷市訪問事業として受け入れています。
今年度は、7月22日から25日の間に、土幌町からの研修生14名を受け入れました。
また、現在は、隔年で土幌町と鎌ヶ谷市の研修生が行き来し交流を行い、ふるさと意識の醸成を図っています。なお、昨年度は、鎌ヶ谷市から研修生を22名派遣しました。

文化・スポーツ課長 報告第4号『6千人が“美”にふれた、市内初の「森本草介展」』
本展覧会は、7月29日から8月5日、中央公民館において開催い

たしました。故森本草介氏は日本を代表する写実絵画の巨匠で、市内に45年間もの長きにわたって在住されていました。今回は、地元で開催される初めての展覧会で、初期のデッサンから絶筆となった作品まで、油彩画10点、デッサン2点の12点が展示されました。

7月29日のオープニング式典では、市長は「森本氏の素晴らしさを多くの方に知っていただきたい」とあいさつしました。連日、市民だけでなく市外に住む方も来場するなど、合計5,865名もの皆様にお越しいただきました。

教育総務課長 報告第5号「9月の行事予定」について、資料に基づき説明を行いました。

学校教育課長 報告第6号「学校の近況報告について（指導）」、資料に基づき説明を行いました。

生涯学習部副参事 報告第7号「学校の近況報告について（管理）」、資料に基づき説明を行いました。

教 育 長 以上、報告第1号から報告第7号までについてご質問ございますでしょうか。
なければ、以上で、報告事項を終了します。

教 育 長 本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。鎌ヶ谷市教育委員会8月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成29年9月6日

教 育 長 皆 川 征 夫

教育委員 皆 川 準 一

作成者 関 正 人